

「岐阜県内水面漁場計画（素案）」に対するご意見とご意見に対する県の考え方

◆意見募集期間：令和4年12月14日～令和5年1月12日

◆意見募集結果：1名、1件

ご意見	ご意見に対する県の考え方
<p>「河川管理のために行う河川工事等支障を及ぼさないこと。」の制限又は条件は漁協に対する威圧的な文言です。県の本音であることは解りますが、漁協に対する適切な行政指導を行う姿勢が見られません。「県の河川工事等の基本計画」に漁協の意見を徴収する態勢を創っていただきたい。</p> <p>今までの河川工事の体制では施工管理が環境保全のための必要十分条件を満たしていないです。業者が十分な施工管理が出来る設計をお願いしたい。また、「河川工事施工管理のマニュアル」を公表し、常に改訂（年間2回は改訂できる）できる体制を構築してください。県と漁協との信頼関係を築いてもらいたい（努力していただいていることは理解しています）。成果品を生みだしてほしいと考えます。</p> <p>「第五種共同漁業」の公示番号「内共第三十一号」の関係地区の表記が「益田郡金山町」ですが、理由はわかりませんが令和6年1月1日時点の関係地区表記が正しいのではないかと「下呂市金山町」。以上よろしくをお願いします。</p>	<p>県としましても、河川環境を保全していくことは重要であると考えております。このため、水産業振興計画（素案）において、活力ある（釣れる）漁場づくりの施策として生態系の保全・復元に配慮した河川整備を進めていくことを明記し、積極的に取り組んでまいります。</p> <p>県の河川工事等の基本計画での意見を聴取する体制については、水害に対する安全・安心を高めていくための将来ビジョンとして定めた新五流域総合治水対策プランや具体的な河川の整備内容を示した河川整備計画の作成・改定時などに本川を管理する漁業協働組合の皆様から意見を伺っております。</p> <p>環境保全のためのマニュアルについては、岐阜県自然共生川づくりの手引き（案）を作成し、またホームページでも公開して生物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出に取り組んでいるところです。また、河川工事の実施にあたり、より良い川づくりに向けたご意見等につきましては、工事への反映を行っているところです。以上のような関係をこれからも継続してまいります。</p> <p>「内共第三十一号」の関係地区の表記は、市町村合併前の平成16年2月29日の区域を示したもので、他の漁業権の関係地区も同様に統一して標記しています。</p>